

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第190号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び第7項」を削り、同項第8号中「及び第4項」を削り、同項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施（以下「児童自立生活援助の実施」という。）に関する事。

第7条第3項中「児童福祉施設の長」の右に「、法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者」を加える。

第8条中「児童福祉施設の長」の右に「、小規模住居型児童養育事業を行う者」を加える。

第17条第2号中「及び保育の実施」を「、保育の実施及び児童自立生活援助の実施」に改める。

第18条中「児童福祉施設の長」の右に「、小規模住居型児童養育事業を行う者」を加え、「又は里親」を「若しくは里親又は法第6条の2第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者」に、「又は第2項」を「若しくは第2項」に改め、「措置」の右に「又は児童自立生活援助の実施」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)